

○ 教科書の無償・有償配布について

文部科学省では、「日本国籍を有し、海外に長期滞在する義務教育学齢期の子女」を対象として、日本の教科書の無償配布を行っています。

対象となるのは、現在、カタール国内に長期滞在し（※）、現地校やインターナショナル・スクールへ通学している子女及び自宅学習の子女です。

教科書の無償配布を希望される場合は、年2回（【小学校前期用・中学生通年用】9月受付、翌年3月下旬～5月配布。【小学生後期用】3月受付、9月下旬～11月配布）、大使館領事班で申請を受け付けていますので、下記を熟読の上、お申込みください。申込み及び配布要領については、別途当館ホームページに掲載するほか、メールマガジンにてお知らせいたします。

※海外滞在（予定）が1年以上。ただし、ドーハ日本人学校、永住目的の方を除く（日本人学校に在籍中の児童生徒用の教科書は、学校側がとりまとめて申請を行います。）

※申込み及び受取に当たっては、以下の概要を御一読ください。

○ 教科書無償配布の申込み

1. 長期滞在中の方（年2回。ただし、中学部は年1回）

カタール国内に長期滞在し、現地校やインターナショナル・スクールへ通学している日本の義務教育学齢期の子女がいらっしゃる方は、募集期間内に所定の申請書を当館領事班に提出することにより、後日当該学年の日本の教科書を無償で受け取ることができます。

なお、日本人学校に在籍中の児童生徒用の教科書は、学校側がとりまとめますので、個別に申し込む必要はありません。

(1) 配布対象となる子女

- 日本国籍（重国籍を含む）を有する日本の義務教育学齢期の子女であること
- 1年以上長期滞在している又は滞在予定であること
- 大使館へ在留届を提出していること

(2) 配布対象とならない子女

- 永住者（将来、本邦の学校等に進学・就労する意志がある場合は対象となります。）
- 日本国籍を有しない子女、若しくは外国籍のみの子女（日本人学校に在籍していても対象になりません。）

(3) 申込み方法

募集時期に HP に掲載される所定の申請書に記入の上、子女の日本旅券のコピーとともに、締切日までに当館領事班まで御提出ください。お申込みは以下 (5) のいずれかの方法でお願いいたします。

(4) 提出書類

- 教科書無償配布申請書
- 子女の日本旅券のコピー（有効な日本旅券を所持していない場合は、6か月以内に発行された戸籍謄（抄）本（コピー可）を添えてお申し込みください。）
- 在留届（未提出の場合のみ）

(5) 申込み方法

上記 (4) の書類を以下のいずれかの方法で、当館領事班まで提出してください。

- 領事窓口への直接提出
- Eメール (eojqatar@dh.mofa.go.jp)

(6) 申し込み及び配布時期（年2回、時期は若干前後することもあります。別途大使館ホームページ及びメールマガジンにて周知いたします。）

- 前期用教科書（小学部・中学部）
申込み受付：毎年9月下旬頃 配布：翌年3～4月頃
- 後期用教科書（小学部のみ）
申込み受付：毎年2月下旬頃 配布：9～10月頃

(7) 配布場所

当館領事窓口において配布します。受け取りの際は、旅券等の身分事項を確認できるものを必ず御持参ください。また、代理の方が受領される場合には、子女の日本旅券のコピー及び代理人の身分証明書をご持参ください。

なお、配布期間内に受取られない場合、申込みは無効となりますので、ご注意ください。

【教科書配布場所】

在カタール日本国大使館領事班窓口

Embassy of Japan, Consular Section

Al Shabab Street, New Diplomatic Area, Onaiza, Doha, State of Qatar P.O. Box 2208

2. これから長期滞在目的で渡航する方

(1) 日本から長期滞在目的で来られる方

これから長期滞在目的で渡航される方の教科書は、あらかじめ用意されていませんので、日本を出国する前に、必ず「公益財団法人 海外子女教育振興財団」から教科書の配布を受けるようお手配ください。

(2) 海外から長期滞在目的で来られる方

海外で使用している教科書は全世界共通のもので、そのまま持参してご使用ください。

なお、他国にある日本大使館において教科書無償配布の申込みをしたものの、時期的に教科書が受け取れない場合（例えば、9月に申込みを行ったが、翌年3月の配布時期の前に転勤となった場合など）には、以下の「(3) 申込期限後に教科書配布を希望する方（教科書追加申請）」を参考に、当館領事窓口にて教科書追加申請を行ってください（送料等実費負担）。

3. 申込期限後に教科書配布を希望する方（教科書追加申請）

上記(1)の申込期限後でも、下記の書類を当館に提出することによって、別途「公益財団法人 海外子女教育振興財団」から教科書を郵送してもらうことができます。この場合、教科書は無償となりますが、送料や手数料は申請者のご負担となります。

(1) 提出書類

- 教科書追加送付申請書
- 子女の日本旅券のコピー（有効な日本旅券を所持していない場合は、6か月以内に発行された戸籍謄（抄）本（コピー可）を添えてお申し込みください。）
- 在留届（未提出の場合のみ）

(2) 申込み方法

上記(1)の書類をEメールで、当館領事班まで提出してください。

- Eメール（eojqatar@dh.mofa.go.jp）

○ 教科書有償配布の申込み

- 日本国籍ではないが教科書の購入を希望する方
- 本来の学齢とは違う学年の教科書を希望する方

日本国籍を有しない子女や永住者の子女等は、日本政府による教科書の無償配布を受けることはできませんが、各自で「公益財団法人 海外子女教育振興財団」を通じて配布を受けることができます。教科書代や送料等はすべて有料です。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

[公益財団法人 海外子女教育振興財団](#) 

問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、当館領事班までご連絡下さい。

電話：(+974) 4440-9000 (24 時間)

Eメール (eojqatar@dh.mofa.go.jp)